

令和 6 年 12 月 5 日

厚生労働省「宿泊施設向け接遇研修ツール作成等のための
検討会ワーキンググループ」

一般社団法人全国がん患者団体連合会
理事長 天野 慎介

宿泊施設向け接遇研修ツール作成に関する意見書

宿泊施設向け接遇研修ツール作成に関する厚生労働省からの「宿泊施設向け接遇研修ツール作成等のための検討会ワーキンググループ」への意見提出の求めに対し、一般社団法人全国がん患者団体連合会として以下の意見を提出いたします。

記

1. がんの病態と治療に関する研修内容について

がんは日本人の死因第 1 位の疾患であり、2 人に 1 人は生涯のうち 1 度は罹患し、3 人に 1 人が亡くなる疾患であることに鑑み、がんの病態と治療に関する基本的な知識に関する内容を入れてはどうか。例えば、がんにおいてはがんの進行により腫瘍熱を生じる場合があること、がんは他者に「うつる」（感染する）疾患ではないこと、がんの治療には主に外科療法・薬物療法・放射線治療があること、薬物療法や放射線治療による発熱を生じる場合があること、薬物療法や放射線治療は外来で通院により行われる場合が多いこと、などを盛り込んではどうか。

2. がん患者への配慮に関する研修内容について

乳がん患者が大浴場などでの入浴に際して、胸を覆う「入浴着」を着用しての入浴を拒否された事例、あるいは大腸がんでオストメイトの患者がトイレや入浴の際にやはり身体的、精神的な障壁を感じた事例がある。前者については、厚生労働省においても「入浴着を着用した入浴にご理解・ご配慮をお願いします」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）との広報活動を行っているが、未だ入浴着の着用に理解が得られない場合もあり、術後の痕は乳がん患者に限らず、他の部位の患者においても共通の困りごとでもある。消化器等のがん患者は十分な食事をとれない場合や嚥下に困難を有する場合があります、アレルギーその他の慢性疾患においても同様である。

従って、手術痕を抱える患者は入浴に際して、主として上半身を覆う「入浴着」を着用しての入浴を希望する場合があること、大腸がん患者は治療で人工肛門（ストーマ）を造設した場合にはトイレや入浴で配慮が必要な場合があること、消化器等のがん患者は食事を少なめにしたり食べられない食材があったりする場合があるため、食事の内容や量、形態について相談できる場合にはその旨をお知らせいただくこと、などを盛り込んではどうか。

なお、術後の痕は乳がん患者に限らず、他の部位の患者においても共通の事情であることから、厚生労働省の広報活動（ポスター）においても、「乳がん」という特定疾患を示す表現を変更し、「手術の痕など様々な事情から浴着を着用する」とするなど、表現をよりユニバーサルデザインに近づけることを検討頂きたい。

以上